

令和8年度 スポーツ施設等安全管理講習会

水泳等の事故防止について

徳島県教育委員会 体育健康安全課

令和7年夏期の水難者数

535人

（うち中学生以下の子供103人）

令和7年度夏期のプールでの死者

11人

（うち中学生以下の子供1人）

【令和7年度の災害共済給付の重大事故の例】

学校種	授業・部活動の別	事故の状況
小	授業	体育の授業中、学校外のプールで水泳をしていた際、25m泳ぎ終わったところで意識を失い、浮かんでいたところを発見された。救急搬送され、心室細動により入院して治療を受け、後日、除細動器を植え込んだ。
中	授業	体育の授業中、プールの短辺を泳いで一往復していた際、復路を泳ぎ切った後、プールサイドにつかまった状態で意識を失った。救急搬送され、入院して治療を受け、後日、除細動器を植え込んだ。
中	授業	体育の授業中、プールのシャワーの前の階段で足を滑らせ転倒し、腰を階段に強打した。冷却後、受診し治療を受けたが、第3、4腰椎棘突起骨折により、腰に疼痛が残った。

【令和6年度の災害共済給付の重大事故の例】

学校種	授業・部活動の別	事故の状況
小	授業	体育の授業中、学校外のプールでバタ足の練習をしていた際、プール中央付近に沈んでいるところを発見された。救急搬送され治療を受けたが、溺水により同日死亡した。
高	体育的部活動	水泳部の活動中、プールでスタート練習をしていた際、入水角度40度以上の状態で飛び込み、プールの底に頭を打ちつけた。救急搬送され、頸髄損傷により手術を受けたが、四肢まひが残った。
高	体育的部活動	水泳部の活動中、プールで飛び込みの練習をしていて、スタート台から飛び込んだ際にプールの底に頭を打ちつけた。救急搬送され治療を受けたが、第5頸椎椎体骨折により、せき柱に変形障害が残った。

スポーツ庁通知（令和8年4月28日付け 8ス庁 第224号）

- ① 通 知 水泳等の事故防止について
- ② 別 紙 学校における児童生徒等に対する水泳指導等について
- ③ 別紙添付 水泳の飛び込み事故の防止について
- ④ 別 紙 学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について
- ⑤ 別添 1 令和7年夏期（7～8月）における水泳等の事故
- ⑥ 別添 2 水泳・水泳指導中事故に係る死亡・障害見舞金支給件数
- ⑦ 別添 3 プールの安全標準指針（平成19年3月）

管理・運営面について

- (1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。
- (2) プールを安全に利用できるように、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。
監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。
- (3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、監視員を含む安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこととし、公的な機関や公益法人等が実施する講習会の受講や公認資格制度の取得を促すこと。
また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

、管理

- (1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。
- (2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。
なお、幼児の水難事故も多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。
- (3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

- (1) 普段使用しているプールと異なる環境で行われた水泳の授業中に、児童が溺れて死亡した事例などの重大事故事例も発生していることから、学校外のプールを活用する場合や日頃と異なる環境において授業を行う場合には、安全管理に問題が無いか、構造（水深やプールの形状（傾斜式、入水時のステップの有無等））も含めて、複数の指導者等により事前に十分な確認を行う等、対応に万全を期すこと。

また、水泳授業の指導の一部を外部に委託することも考えられることから、安全管理の方法や緊急時の対応等について事前に指導者・監視者等で共有するとともに、児童生徒へも必要な指導を行うこと。

特に小学校においては、水に十分に慣れていない児童や水深が深い場所では足がつかない児童もいることから、安全な授業が行われるよう、体格や泳力などに応じた適切な安全対策、授業中の十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。

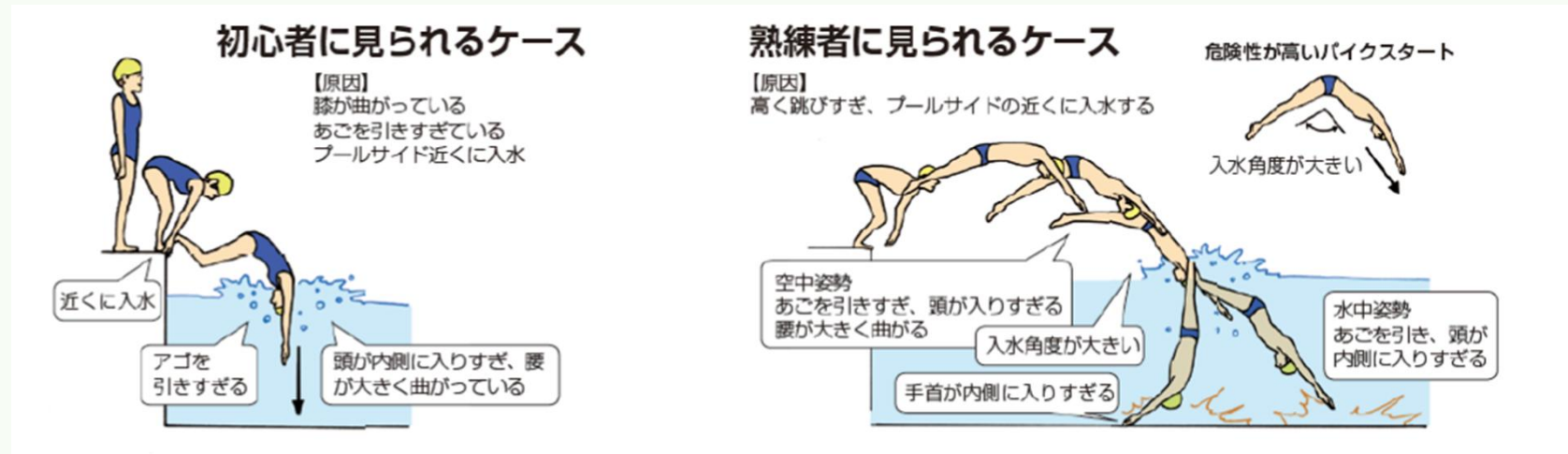
学習指導要領及び同解説

○小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、

飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること

○高等学校の入学年次の次の年次以降においても、

原則として水中からのスタートを取り扱うこと



- (3) プールに浮かべて使用する浮島は、学習指導要領においては使用を想定していないが、浮島の下に児童生徒が覆われると、大きい浮島に吸引されて水面に上がれなくなる可能性があるため、浮島を使用する場合は、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書（水上設置遊具による溺水事故）」を参考に、監視等の十分な注意を払うとともに、児童生徒の安全を確保できない場合は、浮島の使用は控えること。

2. 児童生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、体の調子を確認してから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。その際、以下の資料等も参考とすること。
3. 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。
4. 児童生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるように学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。

第1章 指針の位置づけ及び適用範囲

1-1 本指針の位置づけ(p.2)

プールは、利用者が遊泳等を楽しみながら、心身の健康の増進を期待して利用する施設であり、そのようなプールが安全であることは、利用者にとって当然の前提となっている。

プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものであるが、本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

プールの安全標準指針

平成19年3月

文部科学省
国土交通省

安全なプールを支える2つの柱



画像出典：Google NotebookLM 生成AIにより作成

◎プールの安全利用のための施設基準
事故防止対策、施設面での安全確保

◎事故を未然に防ぐ安全管理
管理・運営面での点検・監視及び管理体制

第2章 プールの安全利用のための施設基準

安全に管理するためには、利用者への適切な注意や警告も必要であり、適切な看板や標識類を設置することが望ましい。

プールサイド等に救命具や救急医薬品を備え、必要な場合に直ちに使えるようにしておく。AEDも適当な場所に配備。

2-1 プール全体(p.4)

プールは、利用者が安全かつ快適に利用できる施設でなければならないため、救命具の設置や、プールサイド等での**事故防止対策を行うことが必要**である。

施設の設置目的や規模、利用の実態等を踏まえ必要に応じ、監視室、救護室、医務室、放送設備、看板・標識類等を備えておくことが望ましい。

プールサイドは、十分な広さを有する。水に濡れた状態でも滑りにくい素材とする。

排(環)水口 (次スライドで説明)
→水を排水、循環ろ過するための吸い込み口

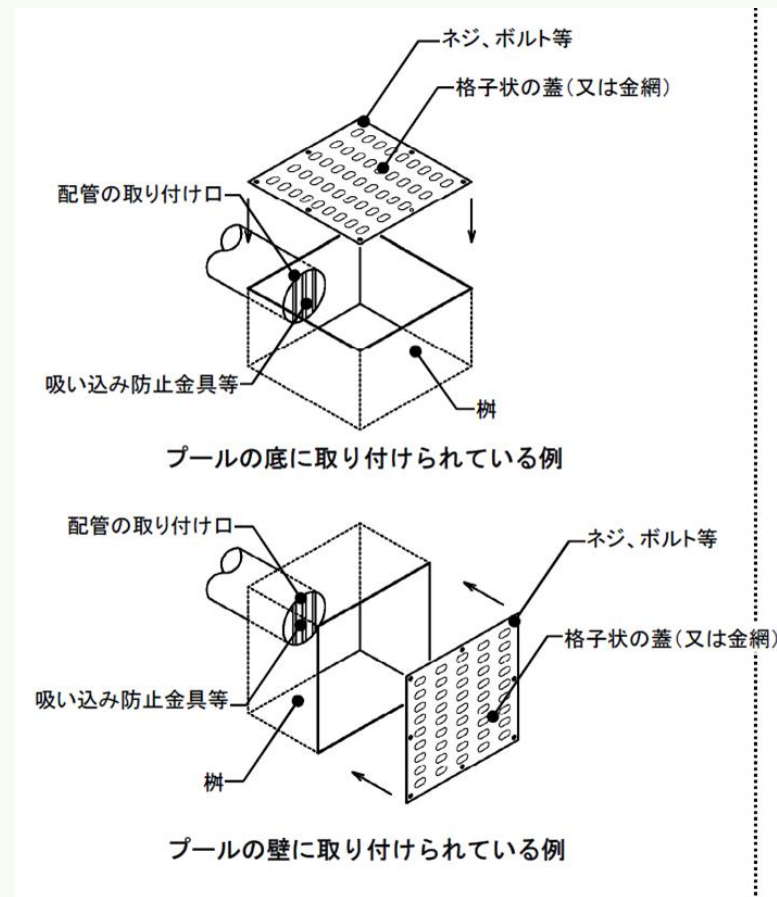
危険発生等を周知させるための手段を確保。管理責任者が緊急時等に円滑に連絡を行うための通信手段を確保することが望ましい。

第2章 プールの安全利用のための施設基準

2-2 排(環)水口(p.6)

吸い込み事故を未然に防止するため、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

排(環)水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できるしよとすることや、蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとする等、材料の形状、寸法、材質、工法等についても十分な配慮が必要である。



第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

3-1 安全管理上の重要事項(p.8)

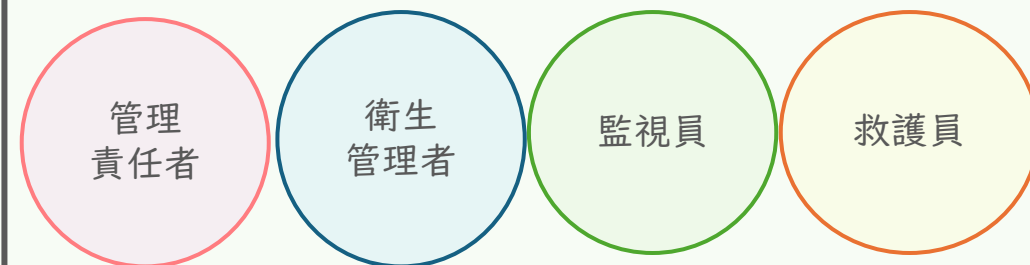
プールの安全を確保するためには、施設面での安全確保とともに、管理・運営面での点検・監視及び管理体制についても、徹底した安全対策が必要である。

管理・運営面においては、管理体制の整備、プール使用期間前後の点検、日常の点検及び監視、緊急時への対応、監視院等の教育・訓練、及び利用者への情報提供が必要である。

3-2 管理体制の整備(p.9)

プールを安全に利用できるように、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を明確にすることが必要である。

また、業務内容を管理マニュアルとして整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。



第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

3-3 プール使用期間前後の点検(p.11)

プールの使用期間前には、清掃を行うとともに、点検チェックシートを用いて施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置管理者に報告するとともに、プール使用期間前に修理を施すことが必要である。

また、使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して、次の使用に備えることが望ましい。

なお、通年使用するプールについては、1年に1回以上の全換水を行い、水を抜いた状態で施設の点検を確実に行うことが必要である。

点検チェックシートは、3年以上保管することが必要である。

- 事 前 「事故を未然に防ぐ環境づくり」
- 発生時 「命を救い、被害を最小限にする迅速な行動」
- 事 後 「心のケアと、二度と起こさないしくみづくり」

研修や通知等の内容を伝達、
各組織において共通理解をお願いいたします。

全職員で
児童生徒の安全と安心を守る。

受講者アンケートについて【回答期限6月4日(木)】

「水泳等の事故防止について」「体育活動等の事故の未然防止と事故後の適切な対応について」
2つの研修を受講されましたら、下記のように受講者アンケートに回答してください。

◎市町村立・県立・国立学校教員

Plantで回答(回答をもって、受講修了認定となります。)

◎私立学校教員・県市町村立、民間体育施設関係者

右記の二次元コードより



*上記アンケートとは別に、「体育活動等の事故の未然防止と事故後の適切な対応について」の最後にスポーツ振興センターからのアンケートがございます。回答にご協力ください。